

資料 1－1

平成 27 年度 事業計画(案)

自 平成 27 年 4 月 1 日
至 平成 28 年 3 月 31 日

総務大臣指定 基礎的電気通信役務支援機関
一般社団法人 電気通信事業者協会

平成27年度事業計画

平成27年度においては、交付金の交付及び負担金の徴収等支援業務の円滑かつ的確な推進とともに制度の更なる定着を図るため、以下の事業を実施する。

1 支援業務の適正な実施

(1) 交付金の交付及び負担金の徴収に係る業務の的確な実施

交付金の交付及び負担金の徴収等の支援業務については、これまでの実施結果を踏まえつつ、的確な実施に努める。

(2) 交付金の額及び負担金の額等に係る認可申請等の円滑な実施

関係法令に基づき、以下の事務を適切かつ円滑に実施する。

- 電気通信事業法（以下「法」という。）第109条第1項の規定に基づいて、交付金の額を算定し、当該交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受ける
- 法第110条第2項の規定に基づいて、負担金の額を算定し、当該負担金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受ける
- 総務省告示第429号（平成18年7月31日）に基づいて、番号単価を算定する

(3) 外部機関による会計・経理事務の厳正なチェックの実施

交付金の交付及び負担金の徴収事務を適正、公正かつ確実に実施するため、引き続き外部機関（公認会計士等）による会計・経理事務のチェックを厳正に実施する。

2 周知・広報活動及び問い合わせ対応の実施

(1) 効果的な周知・広報活動の実施

ユニバーサルサービス制度に関する一層の周知徹底に向け、これまでの実施

結果を踏まえながら効率化を図るとともに、電気通信事業者や消費者団体等の関係者とも引き続き連携し、効果的な周知・広報活動の実施に努める。

(2) 円滑な問い合わせ対応の実施

電気通信事業者や一般利用者からの問い合わせ等については、制度開始後8年を経過していること、また番号単価が下がってきてることもあり件数的には減少してきているが、本年は番号単価が変更になることから問い合わせ等が増加することが想定されるので、効率性にも留意しつつ、引き続き支援業務室やコールセンターによる迅速・的確な対応に努める。

3 支援業務諮問委員会の運営

法第113条第2項の規定に基づき、交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法、番号単価の算定、その他支援業務の実施に関する重要事項を調査審議するため開催される支援業務諮問委員会の運営に資する。

なお、同委員会の開催は、交付金及び負担金の額等の認可申請案作成時、事業計画・予算案作成時並びに修正番号単価算定時の3回が定例開催となる。

4 効率的な業務執行体制の整備と関係事務の円滑な推進

支援業務を円滑かつ効率的に実施する視点から、引き続き業務執行体制を堅持しながら効率化を図るとともに、関係規定類の整備や関係機関等との連携に努める。

5 情報公開の実施

支援機関の財務状況、番号単価や交付金及び負担金に係る情報、電気通信事業者のユニバーサルサービス料の設定状況、その他の支援業務に関する情報の公開をホームページや自動音声・FAX案内サービス等を活用して実施する。